



宮 崎 県 公 報

平成23年4月18日(月曜日) 第 2277 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機
関(育成医療及び更生医療)の指定……………(障害福祉課) 1
- 道路の区域の変更(4件)……………(道路保全課) 1
- 道路の供用の開始(4件)……………(“) 2
- 自動車専用道路の指定……………(“) 3

頁

公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商業支援課) 3
- 地図及び簿冊の認証……………(農村計画課) 4
- 都市計画の変更図書の写しの縦覧……………(都市計画課) 4
- 人事委員会規則**
- 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則…………… 4
- 労働委員会告示**
- 宮崎県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、
経歴等の公示…………… 7

告 示

宮崎県告示第 303号

障害者自立支援法(平成17年法律第 123号)第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成23年4月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	担当する医療の種類	指 定 年月日
なのはな中央薬局	西都市	薬局	平成23年 4月1日
ひむか薬局はまご店	延岡市	薬局	平成23年 4月1日
ひむか薬局えびの店	えびの市	薬局	平成23年 4月1日

宮崎県告示第 304号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年4月18日から平成23年5月2日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年4月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 69号	都城市今町 8926番8地 先から同市 同町8953番 1地先まで	旧	10.0～ 18.0	170.0
				新	18.0～ 38.0	170.0

宮崎県告示第 305号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年4月18日から平成23年5月2日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年4月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
12	県道	都城東 環状線	都城市五十 町4655番1 地先から同 市梅北町 1 66番 1 地先 まで	旧	10.0～ 121.5	3129.6
			都城市平塚 町4868番 1 地先から同 市梅北町 1 62番 2 地先 まで		4.6～ 26.6	4048.0
			都城市五十 町4652番 1 地先から同 市梅北町10 15番 1 地先 まで	新	10.0～ 300.0	3160.0
			都城市平塚 町4868番 1 地先から同		4.6～ 26.6	4048.0

			市梅北町 1 62番 2 地先 まで			
--	--	--	--------------------------	--	--	--

宮崎県告示第 306号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年 4 月18日から平成23年 5 月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 4 月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
210	県道	宇納間 日之影 線	東臼杵郡美 郷町北郷区 宇納間字七 郎ヶ平7170	旧	5.6～ 13.0	120.1
			番 1 地先か ら同郡同町 同区宇納間 同字7181番 1 地先まで	新	8.1～ 42.1	120.1

宮崎県告示第 307号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年 4 月18日から平成23年 5 月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 4 月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
347	県道	南宮崎 停車場 線	宮崎市東大 淀二丁目54 番地先から	旧	26.7～ 30.2	55.0
			同市大淀四 丁目 5 番 3 地先まで	新	34.9～ 49.5	55.0

宮崎県告示第 308号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年 4 月18日から平成23年 5 月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 4 月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 69号	都城市今町 8926番 8 地 先から同市 同町8953番 1 地先まで	平成23年 4 月19日

宮崎県告示第 309号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年 4 月18日から平成23年 5 月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 4 月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
12	県道	都城東 環状線	都城市五十 町4652番 1 地先から同 市梅北町10 15番 1 地先 まで	平成23年 4 月19日

宮崎県告示第 310号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年 4 月18日から平成23年 5 月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 4 月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
210	県道	宇納間 日之影 線	東臼杵郡美 郷町北郷区 宇納間字七 郎ヶ平7170 番 1 地先か ら同郡同町 同区宇納間 同字7181番 1 地先まで	平成23年 4 月18日

宮崎県告示第 311号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道

路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年4月18日から平成23年5月2日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年4月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
347	県道	南宮崎 停車場 線	宮崎市東大 淀二丁目54 番地先から 同市大淀四 丁目5番3 地先まで	平成23年4月18日

宮崎県告示第 312号

道路法（昭和27年法律第 180号）第48条の2第2項の規定により、次のとおり自動車専用道路を指定する。

なお、関係図面は、平成23年4月18日から平成23年5月2日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年4月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	指定する 期日
県道	都城東 環状線	都城市五十 町4655番1 地先から同 市梅北町 1 66番1地先 まで	10.0 ～ 100.0	3,130. 0	平成23年 4月19日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成23年4月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) デサキ宮崎店
宮崎市吉村町東部第二土地区画整理事業地内 (39区画)
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社マァノア 代表取締役 渡邊雅明
宮崎市古城町岡ノ原28番1
- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及

び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社出先 代表取締役 出先秀樹
延岡市春日町二丁目8番3号

- 大規模小売店舗の新設をする日

平成23年12月12日

- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,809㎡

- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数

建物西側 (No 1) 13台

建物敷地北東側 (No 2) 62台

合計 75台

- (2) 駐輪場の位置及び収容台数

建物西側 23台

- (3) 荷さばき施設の位置及び面積

建物北側 19.5㎡

- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物内北側 (No 1) 6.43㎡

建物内北側 (No 2) 1.67㎡

合計 8.10㎡

- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分～午後9時30分

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

建物敷地西側 1箇所 (出入口1箇所)

建物敷地北東側駐車場西側及び東側

4箇所 (出入口4箇所)

合計 5箇所

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前8時～午後9時

- 届出年月日

平成23年4月11日

- 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

- (2) 期間

平成23年4月18日から平成23年8月18日まで

- 意見書の提出先及び期間

- (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商業支援課

- (2) 期間

平成23年4月18日から平成23年8月18日まで

- 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成23年 4 月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
東臼杵郡美郷町
- 2 地籍調査を行った期間
平成21年 4 月 1 日から平成23年 2 月 4 日
- 3 地籍調査を行った地域
東臼杵郡美郷町南郷区神門の一部
- 4 認証年月日
平成23年 4 月 7 日

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用

する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成23年 4 月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
都城市
- 2 都市計画の種類及び名称
都城広域都市計画道路
3・4・55号 母智丘通線
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県都城土木事務所
都城市土木部都市計画課

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 4 月18日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第20号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和45年宮崎県人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第 2 区分試験及びその対象となる職、試験種目並びに出題分野					別表第 2 区分試験及びその対象となる職、試験種目並びに出題分野				
第 6 条第 1 項各号に掲げる採用試験	区分試験	区分試験の対象となる職	試験種目	出題分野	第 6 条第 1 項各号に掲げる採用試験	区分試験	区分試験の対象となる職	試験種目	出題分野
職員採用試験（大学卒業程度）	一般行政	[略]	教養試験	専門試験 [略]	職員採用試験（大学卒業程度）	一般行政	[略]	教養試験	専門試験 [略]
	警察事務	[略]	専門試験 <u>（多枝選択式）</u>			警察事務	[略]	専門試験 論文試験 人物試験 人物調査 身体検査	
	心 理	[略]	教養試験	専門試験 [略]		心 理	[略]	教養試験	専門試験 [略]
	社会福祉	[略]	専門試験 <u>（多枝選択式）</u>	[略]		社会福祉	[略]	専門試験	専門論文 [略]
	電 気	[略]	専門論文	[略]		電 気	[略]	専門論文 試験	[略]
	機 械	[略]	専門論文	[略]		機 械	[略]	試験	[略]
	土 木	[略]	試験	[略]		土 木	[略]	人物試験	[略]
	建 築	[略]	試験	[略]		建 築	[略]	人物調査	[略]
	化 学	[略]	人物試験	[略]		化 学	[略]	身体検査	[略]
	農 業	[略]	人物調査	[略]		農 業	[略]		[略]
	農業土木	[略]	身体検査	[略]		農業土木	[略]		[略]
	畜 産	[略]		[略]		畜 産	[略]		[略]
	林 業	[略]		林業政策、林業経営学、造林学、林業工学、林産一般、砂防工学等		林 業	[略]		森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む。）、林業工

									学、林産一般、 砂防工学等
	水産	[略]			[略]				[略]
	管理栄養士	[略]	教養試験 専門試験 (多枝選 択式) 論文試験 人物試験 人物調査 身体検査	専門試験 (多枝選 択式)	[略]			教養試験 専門試験 論文試験 人物試験 人物調査 身体検査	[略]
職員採用試験 (短期大学卒業程度)	[略]								
	農業	[略]	教養試験 専門試験 (多枝選 択式) 専門論文 試験 人物試験 人物調査 身体検査	専門試験 (多枝選 択式) 専門論文 試験	[略]			教養試験 専門試験 専門論文 試験 人物試験 人物調査 身体検査	[略]
	保育士	[略]	教養試験 専門試験 (多枝選 択式) 作文試験 人物試験 人物調査 身体検査	専門試験 (多枝選 択式)	[略]			教養試験 専門試験 作文試験 人物試験 人物調査 身体検査	[略]
	栄養士	[略]	教養試験 専門試験 (多枝選 択式) 作文試験 人物試験 人物調査 身体検査	専門試験 (多枝選 択式)	[略]			教養試験 専門試験 作文試験 人物試験 人物調査 身体検査	[略]
職員採用試験 (高等学校卒業程度)	[略]								
	電気	[略]	教養試験 専門試験 (多枝選 択式) 作文試験 人物試験 人物調査 身体検査	専門試験 (多枝選 択式)	[略]			教養試験 専門試験 作文試験 人物試験 人物調査 身体検査	[略]
	土木	[略]	専門試験 (多枝選 択式) 作文試験 人物試験 人物調査 身体検査	(多枝選 択式)	数学、物理、情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学、土質学等)、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工等			専門試験 作文試験 人物試験 人物調査 身体検査	数学、物理、情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学、土質力学)、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工等
	建築	[略]			[略]				[略]
	農業	[略]			[略]				[略]
	農業土木	[略]			[略]				[略]
	畜産	[略]			[略]				[略]
	林業	[略]			[略]				[略]
職員採用試験 (高等学校卒業程度)	[略]								
	電気	[略]	教養試験 専門試験 (多枝選 択式) 作文試験 人物試験 人物調査 身体検査	専門試験 (多枝選 択式)	[略]			教養試験 専門試験 作文試験 人物試験 人物調査 身体検査	[略]
	土木	[略]	専門試験 (多枝選 択式) 作文試験 人物試験 人物調査 身体検査	(多枝選 択式)	数学、物理、情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学、土質学等)、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工等			専門試験 作文試験 人物試験 人物調査 身体検査	数学、物理、情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学、土質力学)、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工等
	建築	[略]			[略]				[略]
	農業	[略]			[略]				[略]
	農業土木	[略]			[略]				[略]
	畜産	[略]			[略]				[略]
	林業	[略]			[略]				[略]

	水 産	[略]		[略]
保健師採用試験	[略]	[略]	教養試験 専門試験 (多枝選 択式) 論文試験 人物試験 人物調査 身体検査	専門試験 (多枝選 択式)
看護師採用試験	[略]	[略]	教養試験 専門試験 (多枝選 択式) 作文試験 人物試験 人物調査 身体検査	専門試験 (多枝選 択式)
薬剤師採用試験	[略]	[略]	教養試験 専門試験 (多枝選 択式) 論文試験 人物試験 人物調査 身体検査	専門試験 (多枝選 択式) 物理化学、分析 化学、無機化学 、有機化学、生 化学、薬剤学、 衛生化学、生薬 学、薬理学等
診療放射線 技師採用試験	[略]	[略]	教養試験 専門試験 (多枝選 択式) 作文試験 人物試験 人物調査 身体検査	専門試験 (多枝選 択式)
臨床検査技 師採用試験	[略]	[略]	教養試験 専門試験 (多枝選 択式) 作文試験 人物試験 人物調査 身体検査	専門試験 (多枝選 択式)
[略]				

備考

この表の試験種目欄中次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 [略]
- 2 「専門試験(多枝選択式)」とは、専門的な知識、技術その他の能力についての多枝選択式による筆記試験をいう。
- 3～10 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

	水 産	[略]		[略]
保健師採用試験	[略]	[略]	教養試験 専門試験 論文試験 人物試験 人物調査 身体検査	専門試験
看護師採用試験	[略]	[略]	教養試験 専門試験 作文試験 人物試験 人物調査 身体検査	専門試験
薬剤師採用試験	[略]	[略]	教養試験 専門試験 論文試験 人物試験 人物調査 身体検査	専門試験 物理・化学・生 物、衛生、薬理 、薬剤、病態・ 薬物治療、法規 ・制度等
診療放射線 技師採用試験	[略]	[略]	教養試験 専門試験 作文試験 人物試験 人物調査 身体検査	専門試験
臨床検査技 師採用試験	[略]	[略]	教養試験 専門試験 作文試験 人物試験 人物調査 身体検査	専門試験
[略]				

備考

この表の試験種目欄中次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 [略]
- 2 「専門試験」とは、専門的な知識、技術その他の能力についての多枝選択式による筆記試験をいう。
- 3～10 [略]

労働委員会告示

宮崎県労働委員会告示第 1 号

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第 478号）第 4 条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第 1 号）第68条第 1 項の規定により、宮崎県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、閥歴等を次のとおり公表する。

平成23年 4 月18日

宮崎県労働委員会会長 日 野 直 彦

あ っ せ ん 員 候 補 者 名 簿

(五十音順)

(平成23年 4 月 4 日現在)

氏 名	閥 歴 及 び 現 職	委 嘱 日
石 田 一 雄	県労働委員会事務局調整審査課課長補佐	平22. 4. 2
生 方 健二郎	県労働委員会使用者委員 王子製紙(株)日南工場長代理兼事務部長	平22. 4. 2
江 上 仁 訓	県労働委員会事務局長	平23. 4. 4
江 藤 洋 行	県労働委員会使用者委員 宮崎県経営者協会専務理事	平21. 8. 20
上玉利 正 利	県労働委員会事務局調整審査課長	平21. 4. 2
木 下 清 隆	県労働委員会労働者委員 U I センセン同盟宮崎県支部顧問	平21. 8. 20
熊 本 稔	県労働委員会公益委員 元宮崎県参事	平21. 8. 20
倉 掛 正 志	県労働委員会使用者委員 宮崎県商工会議所連合会専務理事	平21. 8. 20
篠 田 良 廣	県商工観光労働部労働政策課長	平22. 4. 2
末 藤 孝 憲	県労働委員会使用者委員 米良電機産業(株)顧問	平21. 8. 20
高 橋 隆 也	県労働委員会労働者委員 全日通労働組合宮崎県支部執行委員長	平21. 8. 20
辰 元 圭 子	県労働委員会使用者委員 (株)信愛会副理事長	平21. 8. 20
堂 園 朋 子	県労働委員会公益委員 社会保険労務士	平21. 8. 20
中別府 暎 治	県労働委員会労働者委員 宮崎県労組会議事務局長	平21. 8. 20
新 名 照 幸	県労働委員会労働者委員 宮崎県労組会議議長	平21. 8. 20
日 野 直 彦	県労働委員会公益委員 弁 護 士	平21. 8. 20
宮 田 行 雄	県労働委員会公益委員	平21. 8. 20

	弁 護 士	
山 崎 真一朗	県労働委員会公益委員 弁 護 士	平21. 8. 20
横 山 節 夫	県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連合会会長	平21. 8. 20

--	--